

志摩市ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志摩市広告掲載要綱(平成18年志摩市告示第94号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、志摩市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱第3条及び志摩市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

2 広告主は、広告原稿について次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 文字色と背景色の明度差(コントラスト)を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。
- (2) 文字、イラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

3 広告原稿について次に掲げる表現は禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等、操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) テキストボックスを模した表現
- (4) 市の実施する事業名に類似した表現
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与える恐れのある表現

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで市長が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月を1単位とし、最長12単位(12か月)とする。ただし、年度を超えることはできない。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は別に市長が定める。
- 3 広告掲載期間内に、市の都合で市ホームページを閉鎖した場合、その閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。

| 閉鎖した時間 | 延長する日数 |
|--------------|---------|
| 72時間以上96時間以内 | 3日 |
| 96時間以上 | 閉鎖日数+1日 |

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第6条 掲載する広告の枠数は、最大18枠とする。

- 2 1枠あたりの広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

| 規格 | 掲載料 |
|--|------------|
| 大きさ 縦 50ピクセル 横 140ピクセル データ量 5KB以内 データ形式 GIF形式又はJPEG形式 | 1単位 5,000円 |

- 3 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、広報しま及び市ホームページにより行うものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 3 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 広告掲載希望者が募集した枠数を超えるときは、掲載希望単位が多い者を優先する。
- 3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が募集した枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第10条 広告主は、1単位ごとに広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、原則として変更しようとする月の前月5日までに広告原稿を提出し、市長の承認を得るものとする。

3 市長は、広告内容等が法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主は、第8条の規定により決定を受けた市ホームページへの広告の掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

